

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

昭和59年3月30日

島根県規則第41号

改正 昭和61年 5月20日規則第42号

平成 6年 9月30日規則第57号

平成13年11月26日規則第93号

平成25年12月27日規則第85号

平成26年 9月30日規則第68号

令和 2年11月27日規則第95号

令和 4年11月25日規則第76号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)の施行については、肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年政令第198号。以下「政令」という。)及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(登録証の様式)

第2条 法第10条の登録証は、様式第1号によるものとする。

(公告及び公表)

第3条 法第16条第1項又は第2項の規定による公告及び法第30条第7項の規定による公表は、島根県報に登載して行う。

(事故肥料の譲渡許可の申請)

第4条 法第19条第2項の規定により事故肥料の譲渡の許可を受けようとする者は、政令第6条の事故肥料譲渡許可申請書に当該事故肥料を500グラム以上添えて知事に提出しなければならない。

(事故肥料譲渡許可証の様式)

第5条 政令第7条の事故肥料譲渡許可証は、様式第2号によるものとする。

(施用上の注意等の表示命令)

第6条 普通肥料(法第4条第1項若しくは第3項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料に限る。以下この条及び次条において同じ。)の生産業者は、別表の左の欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個)に同表の右の欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。

(生産業者の報告義務)

第7条 普通肥料又は特殊肥料の生産業者は、毎年1月31日までに、前年中に生産した普通肥料又は特殊肥料の種類別の数量を様式第3号により知事に報告しなければならない。

(輸入業者及び販売業者の報告義務)

第8条 特殊肥料の輸入業者又は普通肥料若しくは特殊肥料の販売業者は、当該肥料を本県の区域内に入荷したときは、その旨を様式第4号により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の肥料取締法施行細則の規定により交付された登録証又は事故肥料譲渡許可証は、それぞれこの規則による改正後の肥料取締法施行細則の規定により交付された登録証又は事故肥料譲渡許可証とみなす。

附 則(昭和 61 年規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 57 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 93 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 85 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 68 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 95 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規則第 76 号)

この規則は、令和 4 年 11 月 27 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

(昭 61 規則 42・平 13 規則 93・平 25 規則 85・平 26 規則 68・令 2 規則 95・令 4 規則 76・一部改正)

普通肥料	表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料 (原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。)	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後 24 時間以内は飲酒しないでください。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないでください。

<p>4 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)に規定する動物由来たん白質であって、同表の2の(1)の表の第2欄に規定する確認済ゼラチン等以外のものをいう。次項において同じ。)が原料として使用された普通肥料 (5の項に掲げるものを除く。)</p>	<div data-bbox="820 219 1366 398" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> </div> <p>(注)動物由来たん白質の次に()を付し、()の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <div data-bbox="820 645 1366 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質(豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> </div>
<p>5 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの</p>	<div data-bbox="820 869 1366 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> </div> <p>(注)牛等由来たん白質の次に()を付し、()の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <div data-bbox="820 1339 1366 1597" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、牛等由来たん白質(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> </div>
<p>6 被覆窒素肥料、被覆りん酸肥料、被覆加里肥料、被覆複合肥料、被覆苦土肥料及びこれらが原料として使用された肥料</p>	<div data-bbox="820 1675 1366 1776" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、被覆原料として○○が使用されています。</p> </div> <div data-bbox="820 1816 1366 1877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被覆原料：○○</p> </div> <div data-bbox="820 1910 1366 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○○コーティング肥料</p> </div>

(注)上記のいずれかにより表示すること。また、〇〇には、被覆原料を硫黄、プラスチック等最も一般的な名称をもって記載すること。

様式第 1 号(第 2 条関係)
(平 13 規則 93・令 2 規則 95・一部改正)

肥 料 登 録 証			
1	住所		
2	氏名(名称)		
3	登録番号	島肥登 第	号
4	登録年月日	年	月 日
5	登録の有効期限	年	月 日
6	肥料の種類		
7	肥料の名称		
8	保証成分量その他の規格		
肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定により、上記のとおり登録したことを証する。			
	年	月	日
	島根県知事		印

様式第 2 号(第 5 条関係)
(平 13 規則 93・令 2 規則 95・一部改正)

事 故 肥 料 譲 渡 許 可 証			
1	住所		
2	氏名(名称)		
3	許可番号	島肥譲 第	号
4	許可年月日	年	月 日
5	肥料の種類		
6	肥料の名称		
7	譲渡許可数量		
肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により、上記のとおり許可する。			
	年	月	日
	島根県知事		印

様式第 3 号(第 7 条関係)
(平 25 規則 85・令 2 規則 95・一部改正)

島根県知事 様

年 月 日

肥料生産業者
住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印

肥料生産数量報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)
肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第7条の規定により、下記のとおり報告します。

